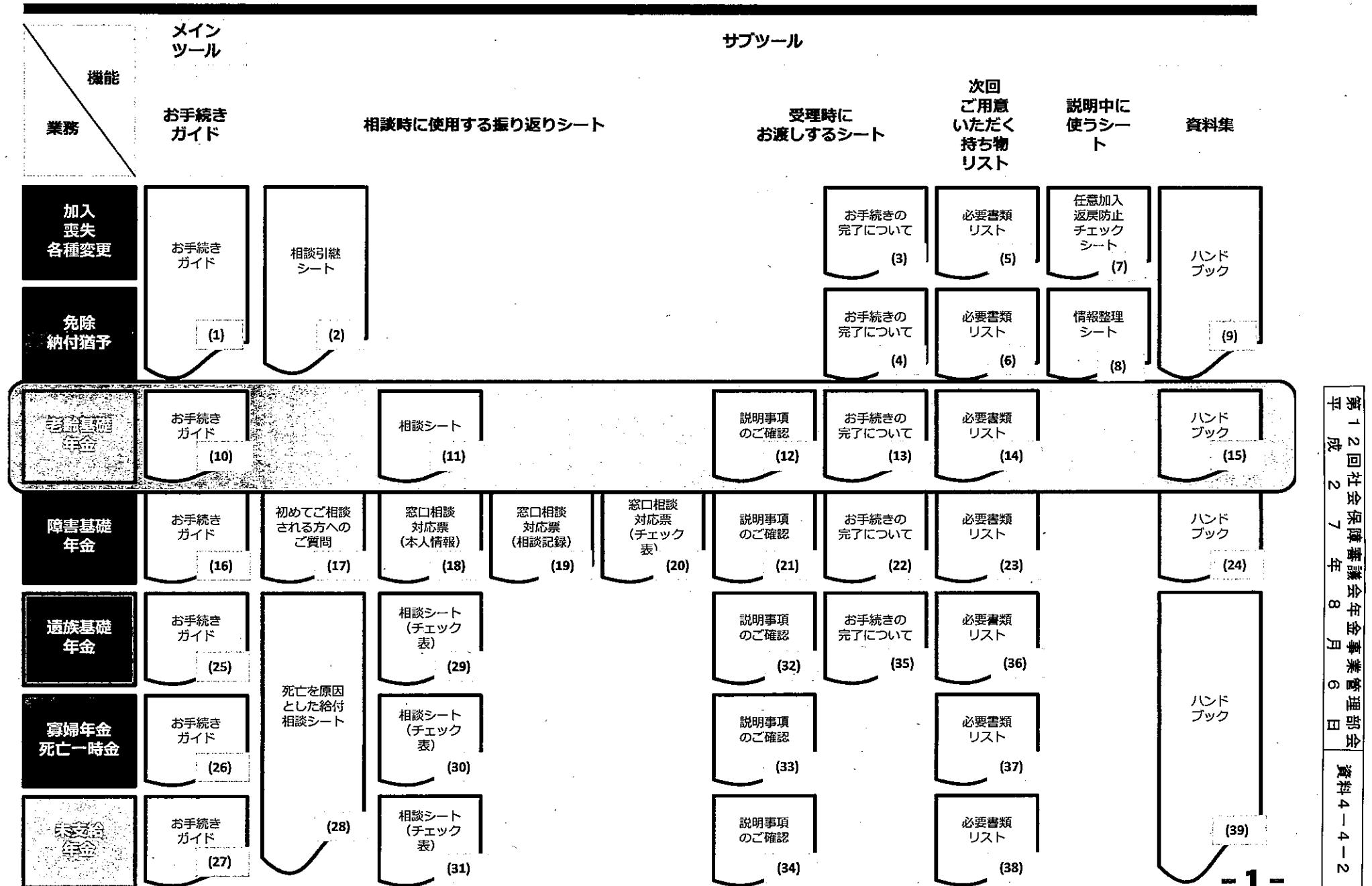


# 業務支援ツールの全体像



# 老齢基礎年金 お手続きガイド

## 手続きに必要な要件などのご確認

老齢基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただきます。

## 年金の受取り内容のご確認

老齢基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただきます。

いつから？

年金額はいくら？

年金額を増やすには？

## 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。



必要書類リスト

## 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。



説明事項のご確認

青

# 老齢基礎年金 お手続きカード



## 手続きに必要な要件などのご確認

老齢基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただきます。

⇒ お手続きカードNo.1,2,3,4,5,10,11,12



## 年金の受取り内容のご案内

老齢基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただきます。

いつから？

⇒ お手続きカードNo. 6,9

年金額はいくら？

⇒ お手続きカードNo. 7,9,13,14,15

年金額を増やすには？

⇒ お手続きカードNo. 8,9,10,11,12,13



## 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

⇒ 必要書類リスト

⇒ お手続きカード 請求書等記入例



## 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

⇒ 説明事項のご確認

⇒ お手続きカードNo.16

# -目次-

カードNo.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	<b>受給資格期間</b>	●受給要件を満たさない者	■年金の受取りに必要な資格期間 ■受給資格チェックフローチャート
2	<b>保険料納付済期間</b>	●全ての者	■保険料納付済期間
3	<b>保険料免除期間</b>	●全ての者	■保険料免除期間
4	<b>合算対象期間</b>	●保険料納付済期間と保険料免除期間を合算しても受給要件を満たさない者	■資格期間が足りない場合について ■合算対象期間一覧表
5	<b>受給要件を満たす方法は？</b>	●保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計しても受給要件を満たさない者	■後納 ■国民年金の任意加入
6	<b>いつから受け取れる？</b>	●全ての者	■受取り開始年齢 ■いつからいつまで受け取れるのか ■いつから入金されるのか
7	<b>いくら？ - 年金額の計算 -</b>	●全ての者	■老齢基礎年金の受取り年金額
8	<b>増やす方法は？</b>	●年金額の増額を希望する者	■追納 ■後納 ■特例追納 ■国民年金の任意加入 ■繰下げ申出 ■受取り開始年齢を繰上げ・繰下げの場合の年金額 ■繰上げ・繰下げ受給の増減率（%） ■年金額を増やすには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき ■受給要件を満たすためには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき
9	<b>繰上げ受給・繰下げ受給</b>	●受給要件を満たす者	
10	<b>任意加入</b>	●年金額の増額を希望する者 ●受給要件を満たさない者	
11	<b>後納</b>	●年金額の増額を希望する者 ●受給要件を満たさない者	■後納制度
12	<b>特例追納</b>	●年金額の増額を希望する者 ●受給要件を満たさない者	■特例追納制度 ■お手続きのメリット ■保険料額 ■お問い合わせ先 ■付加保険料と付加年金 ■注意事項 ■具体例
13	<b>付加保険料と付加年金</b>	●年金額の増額を希望する者	
14	<b>振替加算</b>	●振替加算の対象者	■振替加算
15	<b>生計維持関係の認定要件</b>	●振替加算の対象者	■生計維持関係の認定要件
16	<b>請求後の流れ</b>	●請求書を提出した者	■年金の決定と受取り
17	<b>複数の年金を受け取る権利があるとき</b>	●複数の年金受給権を有する者	■老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

# No.1-1 受給資格期間

資格  
期間

## ✓ 年金の受取りに必要な資格期間

①国民年金の保険料を納めた期間



②国民年金保険料の免除、学生納付  
特例等の納付猶予を受けた期間  
(一部納付(一部免除)の承認を  
受けた期間は、一部納付保険料を  
納めた期間であること)



③昭和36年4月以後の厚生年金保険  
の被保険者および共済組合の組合  
員であった期間



④第3号被保険者であった期間



⑤国民年金に任意加入できる方が  
任意加入していなかった期間など  
(合算対象期間)

25年以上

※1

※1：年金の受取りに必要な加入期間は、25年から10年に短縮され  
る可能性があります。

【以下、省略】

## 【国民年金】老齢基礎年金 相談シート

相談日 年 月 日

## 1. 訪問者情報

フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	
請求者 との関係		本人確認	

## 2. 請求者情報

基礎年金 番号	-----   -----   -----   -----   -----   -----   -----   -----	配偶者	あり · なし
フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	

## 3. 配偶者情報

基礎年金 番号	-----   -----   -----   -----   -----   -----   -----   -----		
フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	

## 4. 相談内容

裏面に続く

## 5. 年金の繰上げ、または繰下げ

共通	<input type="checkbox"/> 年金受給率は生涯同じです。 <input type="checkbox"/> 取消、変更はできません。
繰上げ	<input type="checkbox"/> 請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません（請求日の属する月の翌月分から受け取れます）。 <input type="checkbox"/> 寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。 <input type="checkbox"/> 65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。 <input type="checkbox"/> 国民年金に任意加入できなくなります。 <input type="checkbox"/> 保険料免除期間への追納や、後納制度の利用ができなくなります。
繰下げ	<input type="checkbox"/> 老齢基礎年金の受給権が65歳で発生する場合、少なくとも66歳に達した日までの間、繰下げ申出を待機いただく必要があります。 繰下げ申出の待機ができるのは、原則として70歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。 繰下げ待機期間中に、70歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れても年金額は増えません。 <input type="checkbox"/> 振替加算は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。 繰下げ待機期間中は、繰下げ申出を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。 <input type="checkbox"/> 繰下げ待機期間中の方がお亡くなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくことになります。

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

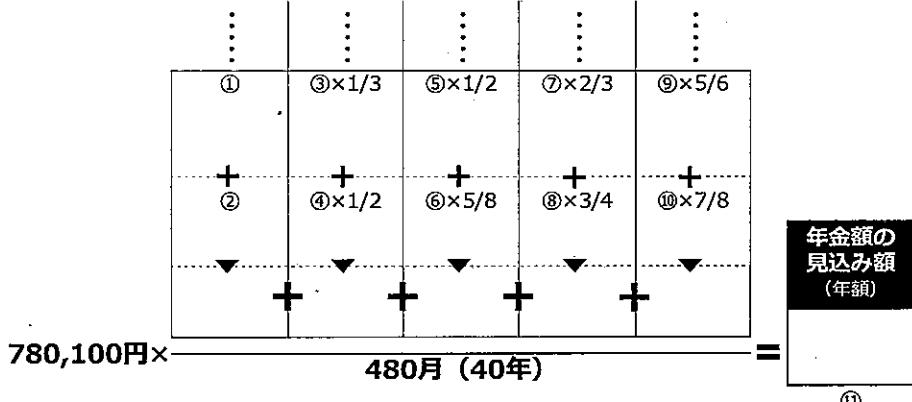
手続き開始後、約60日程度で年金証書・年金決定通知書が日本年金機構から届き、到着後約50日程度で老齢基礎年金を受け取ることができます。

裏面に続く

## (別紙1) 受給要件のご確認

加入期間が25年（300月）以上であることを確認しました。

	保険料 納付済月数	全額免除 月数	4分の1 納付月数	半額納付 月数	4分の3 納付月数	合計
～平成21年3月	①	③	⑤	⑦	⑨	
平成21年4月～	②	④	⑥	⑧	⑩	



### 繰上げ請求をした場合

老-NO.9

増減率

繰上げ受給の見込み額（年額）

$$⑪ \boxed{\quad} \times (1 - \boxed{\quad}) = \boxed{\quad}$$

### 繰下げ申出をした場合

老-NO.9

増減率

繰下げ受給の見込み額（年額）

$$⑪ \boxed{\quad} \times (1 + \boxed{\quad}) = \boxed{\quad}$$

## (別紙2) 合算対象期間確認シート

項目番号	合算対象期間	該当する期間
1	被用者年金各法の被保険者又は組合員、若しくはその配偶者であった期間 ①厚生年金保険・船員保険の被保険者であった期間（昭和36年3月以前） ※次のⅰ又はⅱに該当し、かつ、昭和36年3月以前の被保険者期間が1年以上又は昭和36年4月以降の被保険者期間を合算して1年以上である場合に限る。 ⅰ 昭和36年4月～昭和61年3月に国民年金の保険料納付済期間若しくは保険料免除期間、又は国民年金以外の公的年金加入期間がある ⅱ 昭和61年4月以降に国民年金法の保険料納付済期間又は保険料免除期間がある （20歳未満の期間又は60歳以上の期間を含む）【～昭和36年3月】	年 月～ 年 月
	②共済（組合）の組合員であった期間（昭和36年3月以前） ※昭和36年4月以後に引き続いている期間で、1年以上である場合に限る。 （20歳未満の期間又は60歳以上の期間を含む）【～昭和36年3月】	年 月～ 年 月
	③被用者年金各法の被保険者又は組合員であった期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間 【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
	④国民年金第2号被保険者であった期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間 【昭和61年4月～】	年 月～ 年 月
	⑤被用者年金各法の被保険者又は組合員の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 ※配偶者は夫または妻のことを指し、婚姻の届出はしていないなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。（以下、同じ） 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
2	被用者年金制度等から支給される老齢（退職）年金受給権者又はその配偶者であった期間 ※通算老齢年金及び通算退職年金を除く。 ①昭和36年4月から昭和61年3月までの老齢（退職）年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
	②昭和61年4月以降の老齢（退職）年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和61年4月～】	年 月～ 年 月
	③上記①の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
3	上記②①の老齢（退職）年金の受給資格期間を満たした人又はその配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
4	被用者年金制度等から支給される障害年金等受給権者又はその配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
5	被用者年金制度等から支給される遺族年金等受給権者で、国民年金に任意加入しなかった期間 ※その配偶者であった期間は対象とならない。 ※通算遺族年金を除く。 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
6	国会議員又はその配偶者であった期間 ①昭和36年4月から昭和55年3月までの国会議員であった期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和55年3月】	年 月～ 年 月
	②昭和55年4月から昭和61年3月までの国会議員であった期間で、国民年金に任意加入しなかった期間（日本に居住していた期間） 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和55年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
	③上記①又は②の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月

裏面に続く

7	地方議会議員又はその配偶者であった期間で、国民年金に任意加入しなかった期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和37年12月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
8	学生であった期間で国民年金に任意加入しなかった期間 ①昭和36年4月から昭和61年3月までの期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】 【対象期間】（夜間制、通信制を除く） ⅰ 高等学校または盲学校・ろう学校・養護学校の高等部の生徒であった期間 ⅱ 大学、短期大学または大学院の学生であった期間 ⅲ 高等専門学校の学生であった期間 ※専修学校、各種学校（一部の業種に限る）の学生は対象外（昭和61年3月以前は「学生」とされていなかったため） ②昭和61年4月から平成3年3月までの期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和61年4月～平成3年3月】 【対象期間】（夜間制、通信制を除く） 上記①のⅰ、ⅱ、ⅲと専修学校、各種学校（一部の業種に限る）の学生であった期間	年 月～ 年 月
9	昭和36年5月1日以後日本国籍を取得した方又は永住許可を受けた方の、外國籍であるために国民年金の適用が除外されていた在日期間 ※日本国籍取得者は、20歳到達日の翌日から65歳到達日の前日までに取得した者に限る。 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和56年12月】	年 月～ 年 月
10	昭和36年5月1日以後日本国籍を取得した方又は永住許可を受けた方の、海外在住期間のうち、取得・許可前の期間 ※日本国籍取得者は、20歳到達日の翌日から65歳到達日の前日までに取得した者に限る。 （20歳～59歳限り）【昭和36年4月～】	年 月～ 年 月
11	日本人であつて日本に住所を有しなかった期間 ①昭和36年4月から昭和61年3月までの期間 （20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
	②昭和61年4月以降の期間で国民年金に任意加入しなかった期間 （20歳～59歳限り）【昭和61年4月～】	年 月～ 年 月
12	昭和61年3月31日までに厚生年金保険又は船員保険の脱退手当金を受けた方で、その計算の基礎となつた期間 ※昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間（免除期間を含む）がある人に限る。 （20歳未満の期間を含む）【昭和36年4月～昭和61年3月】 ※昭和61年4月1日以後に支給された脱退手当金の支給期間は、合算対象期間には算入されない。	年 月～ 年 月
13	昭和54年12月31日までに共済（組合）が支給した退職一時金の計算の基礎となつた期間のうち、保険料納付済期間とみなされなかつた期間（原資非凍結） 【昭和36年4月～昭和54年12月】 ※昭和55年1月以後脱退一時金の計算の基礎となつた期間は、合算対象期間には算入されない。 ※昭和36年3月以前の期間は退職一時金の支給の有無や原資凍結の有無にかかわらず、項目①に該当する場合は合算対象期間に算入する。（項目①に記載）	年 月～ 年 月
14	特別一時金の計算の対象となつた期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
15	国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかつた期間 日本に居住していた期間（20歳～59歳限り）【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
16	通算対象期間となる期間 ①昭和36年3月までの通算対象期間 ※項目①①又は同②に該当する場合は項目①②又は同②に記載【～昭和36年3月】 ②昭和36年4月～昭和61年3月までの通算対象期間で、旧国民年法の保険料納付済期間及び免除期間並びに被用者年金制度加入期間を除いた期間 ※共済組合に引き継がれない恩給法または年金条例の期間 等 【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
17	旧共済法に基づく（減額）退職年金の計算の基礎となつた期間 ※昭和6年4月2日以後生まれに限る。 ※昭和36年3月以前の期間は（減額）退職年金の支給の有無にかかわらず、項目②に該当する場合は合算対象期間に算入する。（項目②に記載） 【昭和36年4月～昭和61年3月】	年 月～ 年 月
18	国民年金の任意加入期間のうち、保険料が未納であつた期間 ※平成26年4月1日以降、合算対象期間に算入する。 昭和61年3月以前の期間については日本に居住していた期間 （20歳～59歳限り）【昭和36年4月～】	年 月～ 年 月

## (参考)

### 2①③及び3の「老齢（退職）年金」

次の i ~ v の年金給付のうち老齢又は退職を支給事由とする年金給付（通算老齢年金及び通算退職年金を除く。）

- i 被用者年金各法（※）に基づく年金たる給付
- ii 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付
- iii 厚生年金保険法附則第 28 条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
- iv 執行官法附則 13 条の規定に基づく年金たる給付
- v 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づいて国家公務員等共済組合連合会が支給する年金たる給付

※厚生年金保険法、船員保険法、恩給法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法、国会議員互助年金法

（60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 1 号、旧国民年金法附則第 6 条、並びに同法第 7 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）

### 4の「障害年金等」

上記の i ~ v の年金給付と戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金たる給付のうち、障害を支給事由とする年金給付

（60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 1 号、旧国民年金法附則第 6 条及び同法第 7 条第 2 項第 4 号）

### 5の「遺族年金等」

上記の i ~ v の年金給付と戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく給付のうち、死亡を支給事由とする給付（通算遺族年金を除く）及び未帰還者留守家族等援護法に基づく留守家族手当及び特別手当

（60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 1 号、旧国民年金法附則第 6 条、並びに同法第 7 条第 2 項第 5 号及び第 6 号）

### 2②の「老齢（退職）年金」

- ・老齢厚生年金、旧厚生年金保険法の老齢年金
- ・旧船員保険法の老齢年金
- ・退職共済年金、昭和 60 年改正前の旧共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金
- ・恩給法による給付であって退職を支給事由とするもの
- ・地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの
- ・平成 19 年改正前の執行官法附則第 13 条の規定による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの
- ・国会議員互助年金を廃止する法律附則第 7 条第 1 項の普通退職年金及び旧国会議員互助年金法第 9 条第 1 項の普通退職年金
- ・存続共済会が支給する平成 23 年地共済改正法附則第 2 条の旧退職年金及び同法附則第 12 条第 1 項の特例退職年金

（国民年金法附則第 7 条、同法附則第 5 条第 1 項第 1 号、同法第 7 条第 1 項、国民年金法施行令第 3 条）

# 【国民年金】老齢基礎年金 説明事項のご確認

## ● 年金の受取りに必要な加入期間

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	加入期間が合わせて25年以上あり、受給資格を満たしています。 (資格期間短縮の特例、またはその他の特例に該当する場合を含みます。)

## ● 年金の受取り

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	年金の受取りは、受給権が発生した月の翌月分からとなります。
<input type="checkbox"/>	振替加算の受取りの有無、受取額、受取停止について説明を受けました。

## ● 年金の繰上げ・繰下げ

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	繰上げ請求を【希望する（歳月で）・希望しない】ことを確認するとともに、繰上げにおける注意点の説明を受けました。
<input type="checkbox"/>	繰下げ申出を【希望する（歳月で）・希望しない】ことを確認するとともに、繰下げにおける注意点の説明を受けました。

## ● 選択（年金の権利が複数ある方の手続き）

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	受け取る年金の変更は、年金受給選択申出書の受付月の翌月分からとなります。

## ● その他

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は時効によりお受取りできません。

上記について説明を受けました。

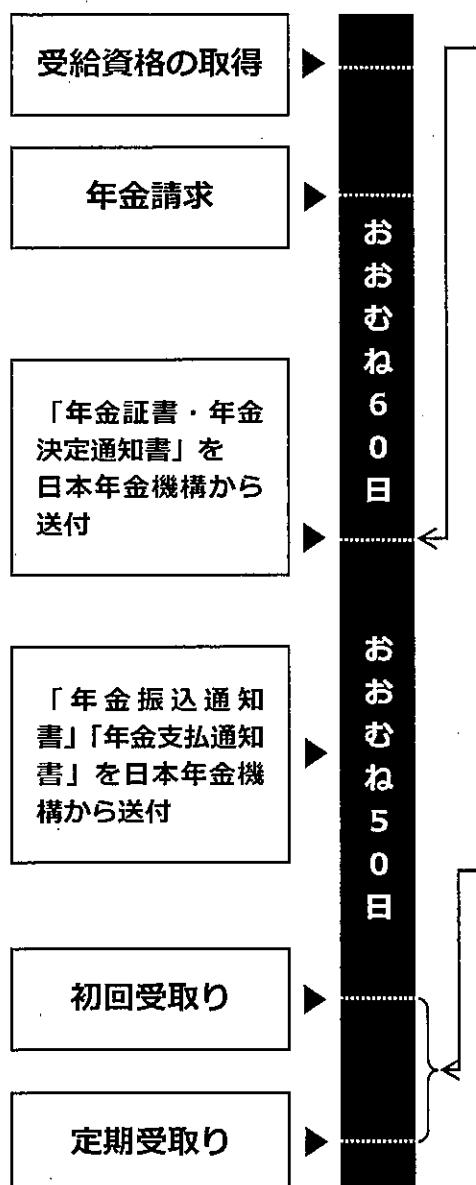
平成〇〇年〇月〇日

氏名

# 老齢基礎年金 お手続きの完了について

## 1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



「年金振込通知書」「年金支払通知書」は、年金額が変更にならない限り、年1回6月頃に届きます。

「年金証書・年金決定通知書」でお知らせしている内容は受給資格を取得した時点のものです。

老齢基礎年金の繰上げ請求をされる場合など、繰上げに関する内容は「支給額変更通知書」でご確認ください。

### ■ 初回受取り

年金が決定されて初めてお受取りできるのは、年金証書が日本年金機構から送付されてから、おおむね50日程度です。

ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があります。最初にお受取りになる金額は、原則として受取り開始年月から直前の受取り月の前月分までです。

※受取り開始年月は年金証書に記載の「受給権を取得した月」の翌月です。「年金決定通知書」に記載されています。

※繰上げ、繰下げ請求の場合には、請求日の翌月から受取りが開始されます。

### ■ 定期受取り

年金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日（土曜日、日曜日、休日の場合は、その直前の営業日）にお受取りになれます。ただし、初めてお受取りになるときや、さかのぼって過去の受取りが発生した場合などは、奇数月にお受取りになることがあります。

各定期月にお受取りになる年金額は受取り月の前2ヶ月分です。

例：2月のお受取り ⇒ 前年12月と、1月の2ヶ月分

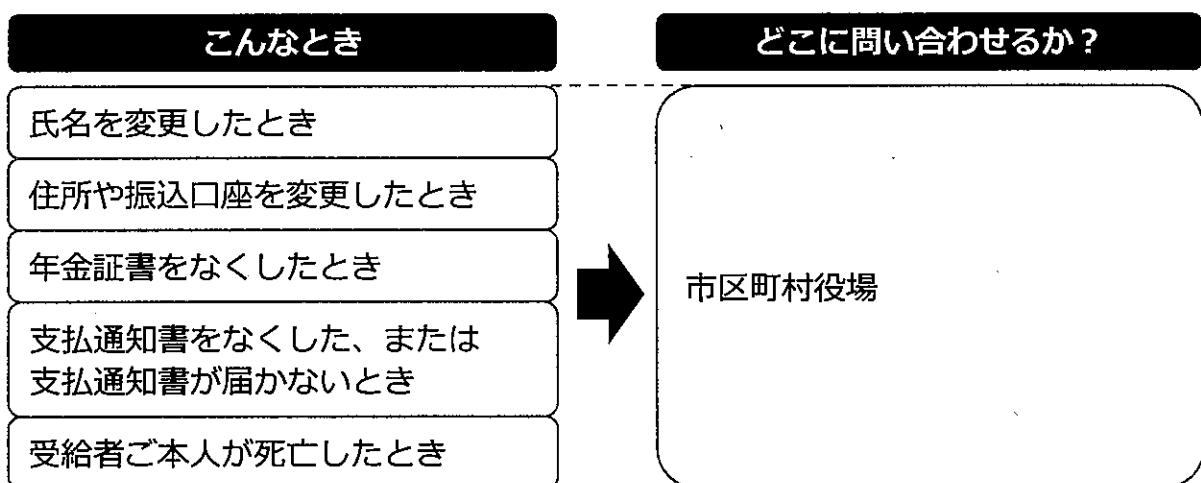
4月のお受取り ⇒ 2月と、3月の2ヶ月分

裏面に続く

## 2. おわりに

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。



- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出、届出印のご準備をお願いすることがあります。また、お手続きの内容によっては、住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄（抄）本などの公的書類をご提出いただく場合もあります。
- 後日、日本年金機構より年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。気になる点がございましたら、パンフレットをご参照ください。

### ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)  
050で始まる電話でおかけになる場合は  
03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以後の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

### 問合せ先

〇〇年金事務所  
所在地 〇〇市・・・  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係  
所在地 〇〇県〇〇市・・・  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/>

# 【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

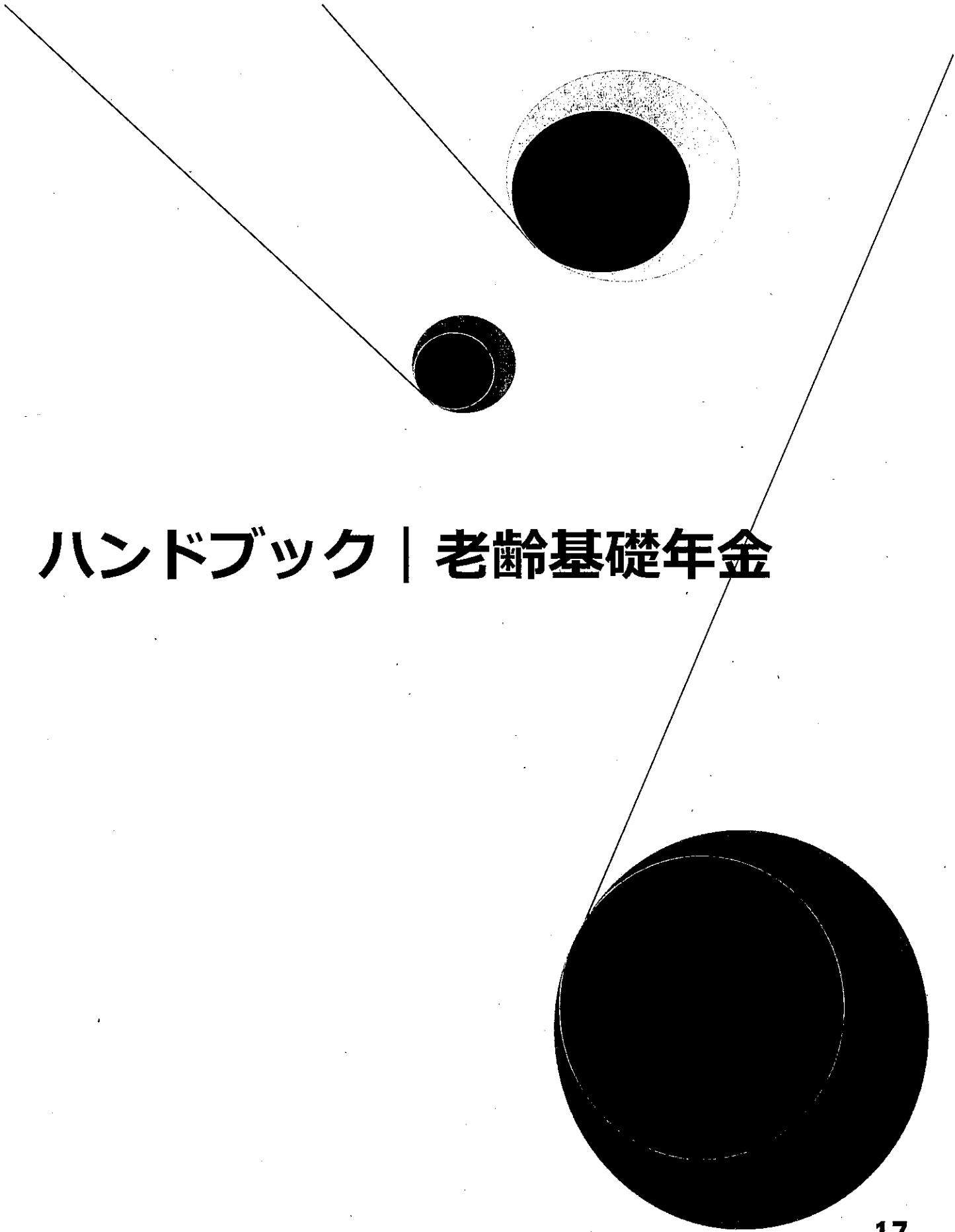
## 1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	<b>年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）</b>	・当窓口 ・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	<b>年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書</b> ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	<b>預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等</b> ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
<input type="checkbox"/>	<b>戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項 証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書</b> ※平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日以後発行の もの、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付され たもの ※年金請求書に住民票コードを記入した場合は省略可	・[ ] 番窓口 ・[ ] 市役所出張所

【以下、省略】

裏面に続く

-15-



# **ハンドブック | 老齢基礎年金**

# 目次

I. 業務支援ツールの全体を理解する	2
1. 業務支援ツール取扱説明書	
(1) 業務支援ツールの目的	
(2) 業務支援ツールの範囲	
(3) 業務支援ツールの全体像	
(4) 業務支援ツールの使用場面	
(5) 業務支援ツールのコンセプトおよび使い方	
(6) 注意事項	
II. 判断フロー	17
1. 全体フロー	
2. 受給要件の確認～老齢基礎年金の対象者が否か～	
3. 受給要件の確認～必要な資格期間を満たしているか否か～	
4. いつから？	
5. 年金額はいくら？	
6. 年金額を増やすには？	
III. カードの組合せ	23
1. ターンアラウンド請求書が送付されている場合	
2. ターンアラウンド請求書が送付されていない場合	
3. 「説明事項のご確認」に沿ってカードを提示する場合	
IV. お手続きガイド解説	24
V. 日本年金機構の執務用資料集	43
1. 疑義照会	
2. 本人確認の取扱い	
3. 原本還付の取扱い	

## 【特設ホームページへのアクセス方法】

- 厚生労働省ホーム > 年金・日本年金機構関係 > 市町村国民年金事務サポートツール > 業務支援ツールのダウンロードはこちら！

- 市町村国民年金事務サポートツール

【以下、省略】

-18-